### 前文について

### 【提言書】

- 1 歴史・文化・地理的な状況
  - ①一宮の名前の由来 ②木曽川 ③繊維産業
- 2 条例制定の理由
- ①地方分権 ②少子高齢化 ③市民自治意識の高揚
- 3 条例の基本的な理念
  - ①市民一人一人の主体性 ②市民自治 ③市民参加 ④協働 ⑤情報共有
- 4 <u>市民憲章</u>

#### 【案】

わたしたちのまち一宮市は、濃尾平野の中央部に位置し、<u>木曽川</u>をはじめとする豊かな自然に恵まれ、「尾張の国の『一の宮』」であった真清田神社門前町として、平安時代の昔から栄えてきました。そして、先人のたゆまぬ努力により、<u>繊維のまち</u>としてよりいっそうの発展を遂げ、近年、尾張西部の中核的都市として屈指の存在感を示しています。

この一宮市に住み、学び、働くわたしたちは、先人が築き上げてきた誇りある一宮市を受け継ぎ、さらに住みよいまちとするため、地域・年齢・性別などを問わず、力を合わせていくことが必要です。<u>地方分権</u>の進展や<u>少子高齢化</u>の進行、<u>ボランティア活動・NPO 活動の活発化</u>といった時代背景の中、分権型社会に合った市民・議会・行政の新たな<u>協働</u>関係を構築するとともに、<u>市民一人一人の主体性</u>を大切にしながら、市民もまちづくりを担い、かつ、責任も負うという、未来に向けた新しいまちづくりを推進しなければなりません。

そこでわたしたちは、<u>一宮市民憲章</u>に掲げられた住みよい一宮市を実現するため、ここに、 まちづくりの普遍の理念・仕組みを定める一宮市〇〇〇条例を制定します。

#### 【参考】

# 市民憲章

わたしたちのまち一宮市は、木曽の清流と豊かな濃尾平野にはぐくまれ、先人のたゆ まぬ努力により、繊維を中心として発展してきました。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、互いに手をたずさえて、未来へはばたく「心ふれあう躍動のまち一宮」をつくることをめざし、ここにこの憲章を 定めます。

## 市 HP

平安時代に国司がその国の神社を参拝して回る時、最初に出掛ける神社を「一の宮」と言いました。尾張の国の「一の宮」が真清田神社であったことから、その門前町であるこの地域がいつしか「いちのみや」と呼ばれるようになりました。大正 10 年 9 月 1 日に市制施行し、昭和 15 年・30 年と 2 度の近隣町村との合併を経て市域を拡大しました。

# 環境基本条例

私たちのまち一宮市は、本州のほぼ中央の濃尾平野中央部に位置し、木曽川をはじめとする幾筋もの河川が織り成す豊かな自然といにしえからの歴史に恵まれ、先人たちの長年の努力により、産業を興し、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、今日の都市化の進展や生活様式の変化は、資源やエネルギーを大量に消費し、様々な環境への負荷を与えてきた。その結果、環境問題は、ますます複雑化、多様化し、環境への影響は、地域にとどまらず、地球的規模に広がり、将来の世代にわたる問題として認識されるに至った。

もとより、私たちは、良好な環境のもとで、安心、安全かつ快適な生活を 営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を守り育て、健全な状態 で将来の世代に引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの自覚と責任において、相互の協力により、持続的発展が可能な社会を目指すとともに、安全で快適な魅力あふれる環境都市を実現するため、ここにこの条例を制定する。